

障害者をめぐる

法律相談ハンドブック

編著 池原 毅和（弁護士）

障害のある人が遭遇する法律問題への
対処の仕方がわかる！



◆障害のある人や障害福祉サービス事業者が、日々直面するであろう法律問題を幅広く取り上げています。

◆「法律実務家の視点」で法的な問題点を、「当事者・福祉関係者の視点」で実務上の対応をわかりやすく解説しています。

◆障害のある人の支援を行ってきた弁護士と福祉分野の専門家が、豊富な経験にもとづき問題解決への糸口を示しています。

A5判・総頁324頁
本体価格 3,500円+税
送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.shn-hoki.co.jp/>
E-mail eigo@shn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
(電子版)
本体価格 3,200円+税

パソコン iPhone/iPad Android 端末 ご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリを
ダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、
直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへ
の接続環境が必要です。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 障害福祉サービスの公的保障をめぐる法律相談

- [1] 障害福祉の障害支援区分・支給量とはどのようなものか
- [2] 障害福祉サービスの用途制限とはどのようなものか
- [3] 電動車椅子などの補装具の給付がなかなか認められない
- [4] 65歳問題（障害福祉制度と介護保険制度の利用）とはどのようなものか
- [5] 自己負担額が高すぎる

第2章 住環境・日常生活をめぐる法律相談

- 1 障害者からの相談
- [6] 障害を理由にアパートへの入居を断られた
- [7] 家主から居室の明渡しを求められた
- [8] 生活しやすいように自宅を改修したい
- [9] グループホームの共同生活になじめない
- [10] 世話をきちんと食事を作ってくれない
- [11] 契約を解除して事業者を変えたい

2 事業者からの相談

- [12] 居宅介護の食事中に誤嚥事故が起きた
- [13] 訪問先で契約外の家事や雑用を頼まれた
- [14] グループホームでの迷惑行為、erule違反があり退去してほしい
- [15] 他の施設利用者にケガを負わせた
- [16] 「物盗られ妄想」が激しく、トラブルが絶えない
- [17] グループホームを新設する予定だが地域住民から反対運動が起こっている

第3章 働くことをめぐる法律相談

- 1 障害者からの相談
- [18] 働こうと思うが、どこがいいのか分からない（一般就労と福祉の就労）
- [19] 就労先で合理的配慮を受けられない
- [20] 職場の上司からパワハラや虐待を受け、暴行によりケガをしてしまった
- [21] 職場の備品を壊してしまい、それを理由に職場から解雇通告を受けてしまった

2 労務管理担当者からの相談

- [22] 障害者の募集採用の注意点と配慮の方法は
- [23] うつ病で出社できなくなってしまった
- [24] 職場の人間関係が上手くいっていない職員への配慮
- [25] 配置転換する際の注意点は

第4章 育ち・学びをめぐる法律相談

1 育ちをめぐる相談

- [26] 障害を理由に保育園の入園を断られた
- [27] 学童保育と放課後等デイサービスを使いたい

2 学びをめぐる相談

- [28] 地域の普通学級に入学したい
- [29] 親が付き添うことを求められた
- [30] 修学旅行には一緒に行けないと言われた
- [31] 学級内でいじめを受けている
- [32] 学校で虐待を受けている
- [33] 手話通訳や要約筆記がなく授業について行けない

第5章 外出をめぐる法律相談

1 障害者からの相談

- [34] 通院の帰りにスーパーで買い物をしたいと申し出たが断られた
- [35] 行動援護が認められない
- [36] 車椅子でのレストラン入店を断られた

2 事業者からの相談

- [37] 移動支援中だった障害者が外出先で他人にケガをさせた
- [38] 本人を見失った

第6章 消費者トラブル・余暇活動をめぐる法律相談

1 消費者トラブルをめぐる相談

- [39] 携帯電話の請求が高額だった
- [40] 消費者金融会社に多額の借金があることが判明した
- [41] 工事業者の説明に虚偽があったので住宅改修の契約を取り消したい

2 余暇活動をめぐる相談

- [42] 視覚障害があっても映画館に行きたい
- [43] 遊園地で利用制限を受けた
- [44] 精神科の治療を拒否したい
- [45] 医師が十分に説明してくれない
- [46] 知的障害を理由に歯科治療を拒否された
- [47] 入院している病院で虐待を受けた

第8章 お金をめぐる法律相談

1 収入をめぐる相談

- [48] 障害年金をもらいたい（受給要件等）
- [49] 障害年金をもらいたい（障害の程度）
- [50] 障害年金を打ち切られた
- [51] 生活は苦しいが、生活保護を受給するのは心情的に抵抗がある
- [52] 生活保護を受けるとどういう生活になるのか
- [53] 福祉事務所に保護費の返還を求められた

2 支出をめぐる相談

- [54] 金銭管理に役立つ通帳を見せてくれない
- [55] 身寄りのない知的障害のある人に後見人を立てたい
- [56] 高額な医療費を軽減したい

第9章 家族をめぐる法律相談

- [57] 同居家族から介護等の協力が得られない
- [58] 家庭内暴力の疑いがある
- [59] 親族が障害者本人の財産を使い込んでいる
- [60] 同居家族から虐待を受けている疑いがある

第10章 市民サービスをめぐる法律相談

1 役所手続きをめぐる相談

- [61] 役所からの公報が読めない（墨字、内容が難しそうなど）
- [62] 窓口での対応に不満がある

2 公共施設利用をめぐる相談

- [63] 聴覚障害を理由にプールに入ることを断られた
- [64] スポーツクラブへの入会を断られた

第11章 災害をめぐる法律相談

- [65] 自閉症児が避難所に入れない
- [66] 車椅子利用者が仮設住宅へ入居するには
- [67] 要援護者名簿はどのように取り扱うか

第12章 刑事事件をめぐる法律相談

- [68] 障害のある女性が性被害に遭った
- [69] 知的障害のある利用者が万引きで警察に逮捕されてしまった
- [70] 医療観察制度とはどのようなものか

索引

○ 事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総舖本部 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地1

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地1
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.5)1510291
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

〔5〕自己負担額が高すぎる

相談内容

私は市町村民税非課税世帯であり、精神科を継続的に受診し「自立支援医療」の給付を受けています。医療費の負担に上限があり助かる面がありますが、年間80万円程度の障害年金と作業所からの工賃年間20万円の合計所得年100万円程度しか収入がなく、毎月5,000円、年間6万円の負担は大きいです。なんとかならないのでしょうか。

回答

独自の軽減策のある自治体に居住している人は軽減対象となります

〔8〕生活しやすいように自宅を改修したい

相談内容

私は車椅子を使用して生活しています。車椅子ユーザーでも貸してもよいというアパート1階の部屋が見つかり、借りることになりました。玄関まで段差もなく、車椅子のまま部屋に入れます。ただ、契約の際には、家主側から、「改修が必要な場合、一切家主は費用を負担しない。」という提案があり、了解しました。しかし、いざ住もうとすると不便なところがあり、トイレや風呂場には手すりが必要で、風呂場には段差解消が必要でした。家主とのこのような契約をした以上、全て私の方で対応しなければならないのでしょうか。私の方で対応する場合、どのような改修をしてもよいのでしょうか。また、費用を補助してくれるところはあるのでしょうか。

回答

必要に応じて、家主側に合理的配慮の提供を申し出て、建設的対話を重ねましょう。費用の助成については住んでいる市町村の障害福祉担当課に問い合わせてみましょう。

法律実務家の視点

1 特約の有効性

「改修が必要な場合、一切家主は費用を負担しない。」という相談例の特約は有効でしょうか。改修等について特約がなければ、民法606

〔30〕修学旅行には一緒にいけないとと言われた

相談内容

小学校6年の息子には自閉スペクトラム症があり、他の子うまくコミュニケーションが取れなかったり、時々教室から飛び出してしまうことがあると学校から指摘されています。そんな中、今回、学校から「修学旅行には連れて行けない。」と言われてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

回答

息子さんには修学旅行に参加する権利があります。仮に学校が旅行先でのトラブル等を懸念しているとしても、それについては、学校や教育委員会が支援員・介助員を用意すること等で対応すべきです。

法律実務家の視点

1 修学旅行へ参加する権利

修学旅行は、単なる娯楽として行われるものではありません。「特別活動」における「学校行事」であり、教育課程の一つとして位置付

を欠いている」と指摘したことなどを受け、支援員2名の旅費を教育委員会側が負担することで修学旅行が実現しました。

当事者・福祉関係者の視点

「息子も修学旅行を楽しみにしていました。どうぞよろしくお願いいたします。」と、きっぱり拒否しましょう。

障害者権利条約が批准されるだいぶ前は、養護学校があるのに普通学級に「入れてもらっている」「入れてあげている」状態でしたので、全て他の子と同等の扱いをしてほしいと主張するのは大変でした。

しかし現在、状況は逆転しています。日本は、障害のある子とない子の共学（インクルーシブ教育）を原則とする障害者権利条約と障害者基本法、障害者差別解消法などの法律が整備されています。

ところが、法制度が変わっても人々の意識が追いつかず、いまだに一定の障害があれば特別支援学校・学級に行かねばならない、いや行くべきだと考える人が教育行政にも学校関係者にも多いのが現状です。その理由として「安全を確保できない」「予算がない」「支援できる制度がない」等がよく言われますが、これは、共に学ぶことを否定することになるため、予算や制度がなければ作るなど相互の歩み寄りが必要となります。

連れて行けない理由が「安全確保が難しく」、お子さんの障害の状態がそれを心配させるものであるとしても、一緒に行くことを前提に支援員を同行させるなどの合理的配慮をしなければならぬのは、学校であって親御さんではありません。

〔46〕知的障害を理由に歯科治療を拒否された

相談内容

18歳の息子には、軽中度の知的障害があります。虫歯のように見える歯があったので、息子を連れて歯科医院に行ったところ、治療を受ける段階になり、歯医者さんが、あまりじっとしていらっしゃれない息子を見て、自分には無理なので、他の歯科医院に行ってくださいと言いました。息子は、虫歯の治療すら受けられないでしょうか。

回答

安全に歯科治療するための工夫をしないで治療を断ることは、不当な差別的取扱いとなります。

法律実務家の視点

知的障害があることを理由として、治療する・治療しないを決めているので、正当な理由がない限り、差別と認定されることになります（差別解消8①）。

そこで、「正当な理由」があるかどうかが問題となります。正当な理由が認められるためには、①客観的に見て他の人と違う取扱いをすることに正当な目的があって、②その取扱いがその目的に照らしてやむ

かし、本人に丁寧な説明を工夫することや、看護師さんなどの協力を得ることによって安全に治療を受けられるような場合には、安全を守るために治療を行わないことがやむを得ない取扱いにはならないので、「正当な理由」はないことになります。

少なくとも、相談例の歯科医師としては、イラストを用いるなど、本人に分かりやすい優しい説明をしたり、同行している親にもどのような方法なら治療が可能となりそうかといった意見を聞いてみることのことはする必要があります。

それらのことを試さずに、ただ単に自分には無理なので他の歯科医院に行ってくださいと言うのであれば、これは不当な差別的取扱いになります。この場合には、当該歯科医師に対し、治療を求めたり、損害賠償を求める可能性があります。

当事者・福祉関係者の視点

障害があると、対応してくれる歯科医院を探すのに苦労します。じっとしていらっしゃれないなどの特性が強く出る患者の治療に慣れている歯科医院は多くありません。また、拘束を行う歯科医院もありますので注意が必要です。相談例では、治療を断られてしまっただけでなく、